

# 「文化財防火デー」防火訓練のお知らせ

昭和26年1月26日に法隆寺金堂壁画が火災により焼失したことをきっかけとして、この日を「文化財防火デー」と定め、文化財を火災や震災、その他の災害から守るために、全国的に防火運動を展開しています。

市教育委員会では、消防署と合同で関係各機関や地域の方々の協力を受けながら、毎年防火訓練を実施しており、今年度は次のとおり実施します。

## 〔石巻地区〕

とき 1月29日(日)

午前9時30分～10時30分

ところ 長谷寺(真野字萱原2)

市指定文化財「木造薬師如来坐像」があります。

## 〔河北地区〕

とき 1月22日(日)

午前8時30分～

ところ 龍谷院(長面字三本倉53)

江戸初期の開山で長面塩田の開発者「大槻平六左衛門の墓」「羽生玄栄の墓、書幅」などがあります。

## 〔北上地区〕

とき 1月22日(日)

午前9時15分～

ところ 鹿嶋神社

(北上町十三浜字白浜227)「ビール神社」として親しまれている神社です。

生涯学習課(内線606)



昨年のようなす(大瓜 龍洞院)

## 備えていますか？

防災対策課(内線399)

- 災害はいつくるかわかりません。近い将来高い確率で発生が予測されている宮城県沖地震に備え、普段から非常時の持ち出し品をリュックにまとめるなどして準備しておきましょう。
- 非常持出品をチェックしましょう。
- 日ごろからのチェックで重くなりすぎないように注意しましょう。
- 飲料水などは、定期的に取り替えましょう。
- 保存期限のチェックをしましょう。



## 甲種防火管理再講習受講者募集

消防法の改正により、特定の事業所の防火管理者は再講習が義務付けられました

### 1 制度の概要

高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、一定期間ごとに再講習を受講することが義務付けられています。

2 講習日時 2月9日(木) 午前9時～午後0時30分

3 講習場所 石巻ルネッサンス館 石巻市開成1番地35

4 受講定員 130名

### 5 受講受付

1月10日(火)から1月27日(金)(土日を除く、午前8時30分～午後5時15分)まで。最寄りの消防署・分署・出張所に受講申請書を備えてあります。なお、定員に達した場合は申請期間中でも締め切ります。

### 6 受講料

受講料は無料ですが、参考図書代(1,200円)が必要です。

### 7 受講義務

劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)で、かつ、収容人員が300人以上となる建物の防火管理者として選任されている方。(複合用途ビルの場合は、下図を参考にしてください。)

### 8 経過措置

甲種防火管理講習が修了した日から5年以内に再講習を受講する必要があります。なお、経過措置として、平成14年4月1日以前に講習を修了している方は、平成19年3月31日までに再講習を受講する必要があります。

|                        |                 |         |
|------------------------|-----------------|---------|
| 管理権原者A<br>事務所(収容人員10人) | ⇒乙種講習の課程修了者     | ⇒受講義務無し |
| 管理権原者B<br>事務所(収容人員40人) | ⇒新規講習(甲種)の課程修了者 | ⇒受講義務無し |
| ?                      |                 |         |
| 管理権原者C<br>事務所(収容人員50人) | ⇒新規講習(甲種)の課程修了者 | ⇒受講義務有り |
| 管理権原者D<br>店舗(収容人員30人)  | ⇒新規講習(甲種)の課程修了者 | ⇒受講義務有り |

### 例 複合用途ビル(収容人員合計300人以上)

建物全体で、収容人員が300人以上となる雑居ビルでは、それぞれが特定防火対象物部分で収容人員30人以上、非特定防火対象物部分で50人以上の場合は必要です。

300人以上

### ○特定防火対象物

劇場・映画館・集会場・キャバレー・遊技場・料理店・飲食店・百貨店・物品販売店舗・マーケット・旅館・ホテル  
病院・診療所・老人福祉施設・幼稚園・養護学校・公衆浴場(蒸気浴場・熱気浴場)など

※詳しくは最寄りの消防署、分署、出張所にお問い合わせください。石巻地区広域行政事務組合消防本部 ☎95-7111

# 住宅用火災警報器の 取り付けが義務に

住宅火災による犠牲者が年間1,000人を超え、消防法と火災予防条例が改正されました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となります。

## 住宅用火災警報器とは？

火災発生を初期のうちにとらえ、警報を出す機器です。煙を感知するタイプと熱を感知するタイプがあり、逃げ遅れの防止に高い効果があります。

## 取付場所

- (1) 寝室  
家族が寝る部屋は、すべて設置が必要です。
- (2) 階段  
2階建ての場合、2階に寝室があるとき設置が必要です。  
(※3階建ては別途基準があります。)
- (3) 台所  
すべての台所に設置が必要です。この他、廊下にも設置が必要な場合がありますので、詳細は最寄りの消防署にお尋ねください。

## 取付位置

火災を有効に感知できるように天井か壁の高いところに取り付けが必要です。

- (1) 天井の場合は、壁や梁から煙を感知するタイプで60センチメートル、熱を感知するタイプで40センチメートル以上離します。
- (2) 壁の場合は、天井から下方15〜50センチメートルの範囲とします。
- (3) いずれの場合も、エアコンなどの空気吹き出し口から1・5メートル以上離します。



住宅用火災警報器

鑑定マーク(例)



# 管財課からのお知らせ

建設工事または測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請について

来年度、市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加しようとする事業者の方々を次のとおり受け付けします。すでに登録済みの方も、平成18年3月31日の有効期限が切れますので、新たに手続きが必要です。

## 申込資格

平成18・19年度石巻市建設工事競争入札参加資格申請要領または平成18・19年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申請要領に定める方  
物品購入・役務提供の入札参加資格申請(補充登録)について  
来年度、市が発注する物品購入や役務提供の競争入札に参加しようとする事業者の方々を次のとおり受け付けします。

すでに登録済みの方は、今回申請する必要はありません。

## 申込資格

平成18年度石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格申請要領に定める方。

小規模契約希望者登録申請(補充登録)について

来年度、市が発注する小規模契約(履行が容易であると認められる、予定価格が50万円未満の小規模のもの)を希望する事業者の方々を次のとおり受け付けします。

すでに登録済みの方は、今回申請する必要はありません。

## 申込資格

平成18年度石巻市小規模契約希望者登録申請要領に定める方。

## 受付期間

いずれも2月1日(水)〜14日(火)

## 申込方法

郵送のみとします(配達記録郵便としてください)。持参による受け付けはしません。2月14日必着です。

※各申請要領および各申請書類は、1月4日より、市のホームページ(<http://www.city.ishinomaki.miyagi.jp/soumu/kanzai/kanzaiindex.html>)からダウンロードできます。

また、設計図書閲覧室および各総合支所でも配付します。

管財課 ☎23-6611

23-6612(直通)

# 石巻市障害者計画 等策定委員の募集

市では、「障害者の自立および社会参加の支援など」を実現するための指針として「石巻市障害者計画」および「石巻市障害福祉計画」を平成17・18年の2年間で策定します。

障害者福祉に関心のある方の意見をこの計画に盛り込むため、計画策定に参画して下さる方を募集します。

## 応募資格

市内在住の20歳以上の方で、障害者福祉に関心をお持ちの方  
募集人員  
2人(応募多数の場合は、地域・年代・性別を考慮して選考します。)

任期 委嘱の日から平成18年10月31日まで

## 申込方法

はがき・FAX・Eメールで「障害者計画等策定委員応募」と明記し、住所・氏名・性別・生年月日・職業・電話・FAX番号・応募の理由を記入の上、申し込んでください。

申込締切 1月20日(金)消印有効

申・☎ 9868501

石巻市日和が丘一丁目1番1号福祉計画策定室(内線587)

FAX 22-3454

Eメール

fukusikeikaku@city.ishinomaki.miyagi.jp

inomaki.miyagi.jp